

市民参加条例及び施行規則

印西市

条文の構成と概要

<印西市企画政策課>

印西市市民参加条例の構成

<基本的事項>

- 目的（第1条）
- 定義（第2条）
- 基本理念（第3条）
- 市民参加における役割（第4条）



いんザイ君©2011 Inzai City

<実施事項>

市民参加の対象（第5条第1項）

- ①基本的な計画等の策定・変更
- ②基本的な方針を定める条例の制定・改廃
- ③市民の権利等に関する条例の制定・改廃
- ④市民生活に重要な制度の導入・改廃
- ⑤規則で定める公共施設の設置の基本計画等の策定・変更
- ⑥その他市民参加を推進するため必要と認められる場合

市民参加の方法（第6条第1項）

- ①市民意向調査手続
- ②市民説明会手続
- ③市民意見公募手続
- ④市民会議手續
- ⑤審議会等手續

※第7条～第11条…上記手續の内容

※除外項目（緊急やむを得ない場合、金銭徴収、政策的判断を要しない場合など）

（その他、多様な市民参加の方法）

- ・市民提案手續（第6条第3項及び第12条）
- ・その他別に定める方法（第6条第4項）→市政ポスト、市民ふれあい懇談会等

<推進体制>

- 市民参加推進委員会の設置（第13条）
- 市民参加実施状況の公表（第14条）

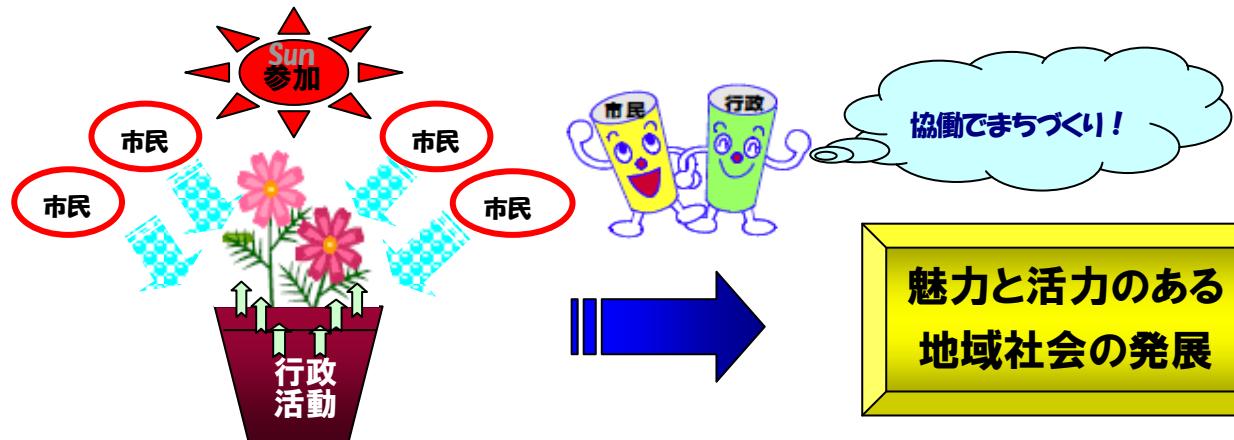
<委任等>

- 条例の見直し（第15条）
- 委任（第16条）

市民参加条例及び施行規則の構成

<基本的事項>

●目的（条例第1条）



●定義（条例第2条）

- (1) 市民…市内に住所を有する者
- (2) 市民等…市民のほか、市内に在住、在勤又は在学する者、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (3) 市…印西市における行政活動上の実施機関
- (4) 実施機関…市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (5) 行政活動…地方自治法第2条に規定する事務を処理するために実施機関が行う活動
- (6) 市民参加…行政活動の企画立案等において、市民等が自主的・主体的に行政活動に参加すること。
- (7) 協働…市民等と市が対等な立場で協力・連携しまちづくりを進めること。
- (8) 法令等…法律、政令、省令、条例、規則、要綱等
- (9) 審議会等…法律、条例に基づいて設置された附属機関、規則等により設置された懇談会等

●基本理念（条例第3条）

（1）市民参加の機会の保障

- ・市民参加の機会は、全ての市民等に保障される。
- ・市民参加は、市民等の参加の努力が生かされ保持される。



（2）市民等の視点を生かす

- ・年齢、性別、居住地等、それぞれの置かれた立場を尊重
- ・市民等の社会経験、創造的な視点を生かす。

（3）市民等と市の信頼、協力の関係

- ・市民等と市は、行政活動の効率性及び市民参加できない市民等に配慮し、互いを尊重し自らの役割を果たし協働することに努める。

●市民参加における役割（条例第4条）

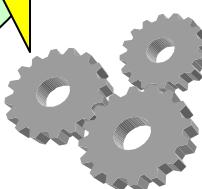
＊市民等の役割＊

- ①まちづくりの担い手を認識
＝市民参加によるまちづくりを推進
- ②自らの発言と行動への責任
- ③自主的かつ民主的な参加

・情報共有
・信頼・協力
・互いを尊重

＊市の役割＊

- ①情報の原則公開＝情報の共有
- ②企画立案段階からの市民参加
＝公正な参加の機会の確保
- ③市民参加の啓発、知識等の蓄積
＝職員研修等



◆公表の方法（規則第3条）◆

- {
- ①掲示場への掲示
 - ②広報紙、ホームページへの掲載
 - ③行政資料室、出先機関等での閲覧・掲示
 - ④その他の方法→町内会回覧など

<実施事項>

●市民参加の対象（条例第5条）

👉 市民参加の対象として義務付けるもの（第1項）

①市の基本的な事項を定める計画等の策定・変更

→概ね5年以上の計画等（規則第4条第1項）

②市の基本的な方針を定める条例の制定・改廃

③市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃

④市民等の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入・改廃

⑤規則で定める公共施設の設置に係る基本計画等の策定・変更

→用地費除く事業費が概ね5億円以上の施設（規則第4条第2項）

⑥その他市民参加を推進するため必要と認められる場合



◆除外項目…規則第4条第3項◆

- ・緊急、その他止むを得ない理由があるとき
- ・政策的判断を要しないとき
- ・市税の賦課徴収その他金銭徴収に関するもの
- ・公にすることができない情報が含まれる場合

●市民参加の方法（条例第6条）

👉 行政発の参加の方法（5種類）…第1項関係

①市民意向調査手続

②市民説明会手続

③市民意見公募手続

④市民会議手続

⑤審議会等手續

第5条第1項の規定により市民参加を求める場合

企画立案段階から適切な方法で…
←左記の市民参加手続により実施

ただし、法令等に特別の定めがある場合は、その法令の手続きにより行う。

👉 市民発の参加の方法…第3項、第4項関係

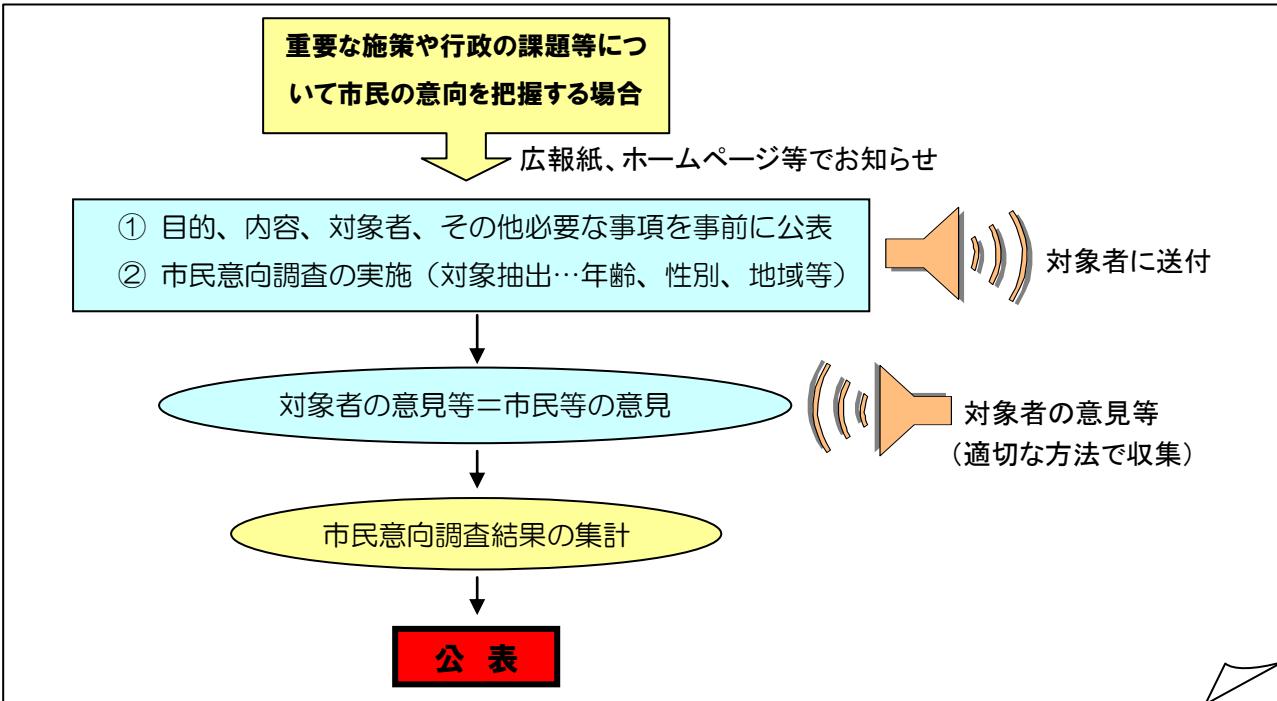
市民提案手続

→ 市民30人以上の連署で市へ提案

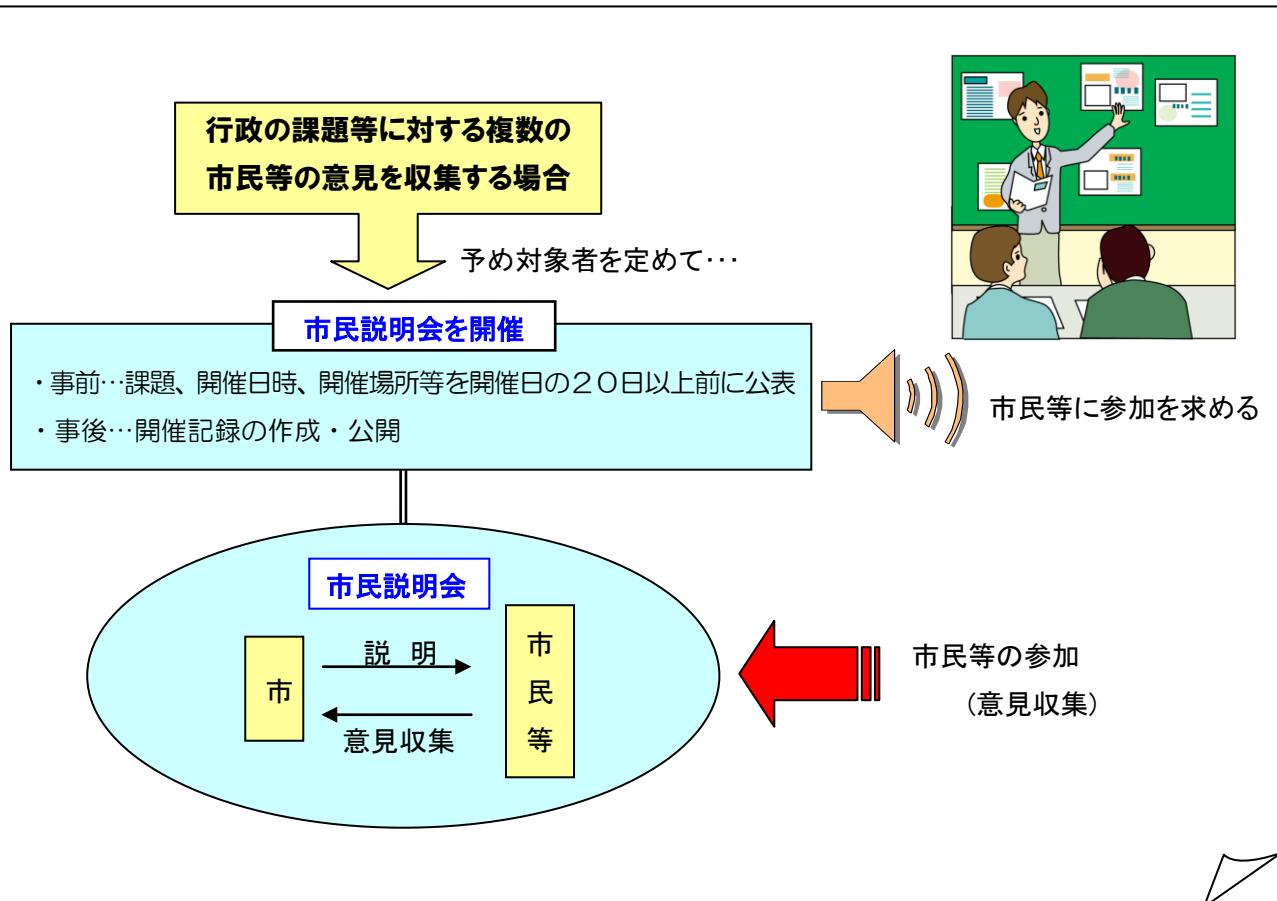
別に定める方法により市民等の意見の把握

→ 市政ポスト、市民ふれあい懇談会、市長談話室など

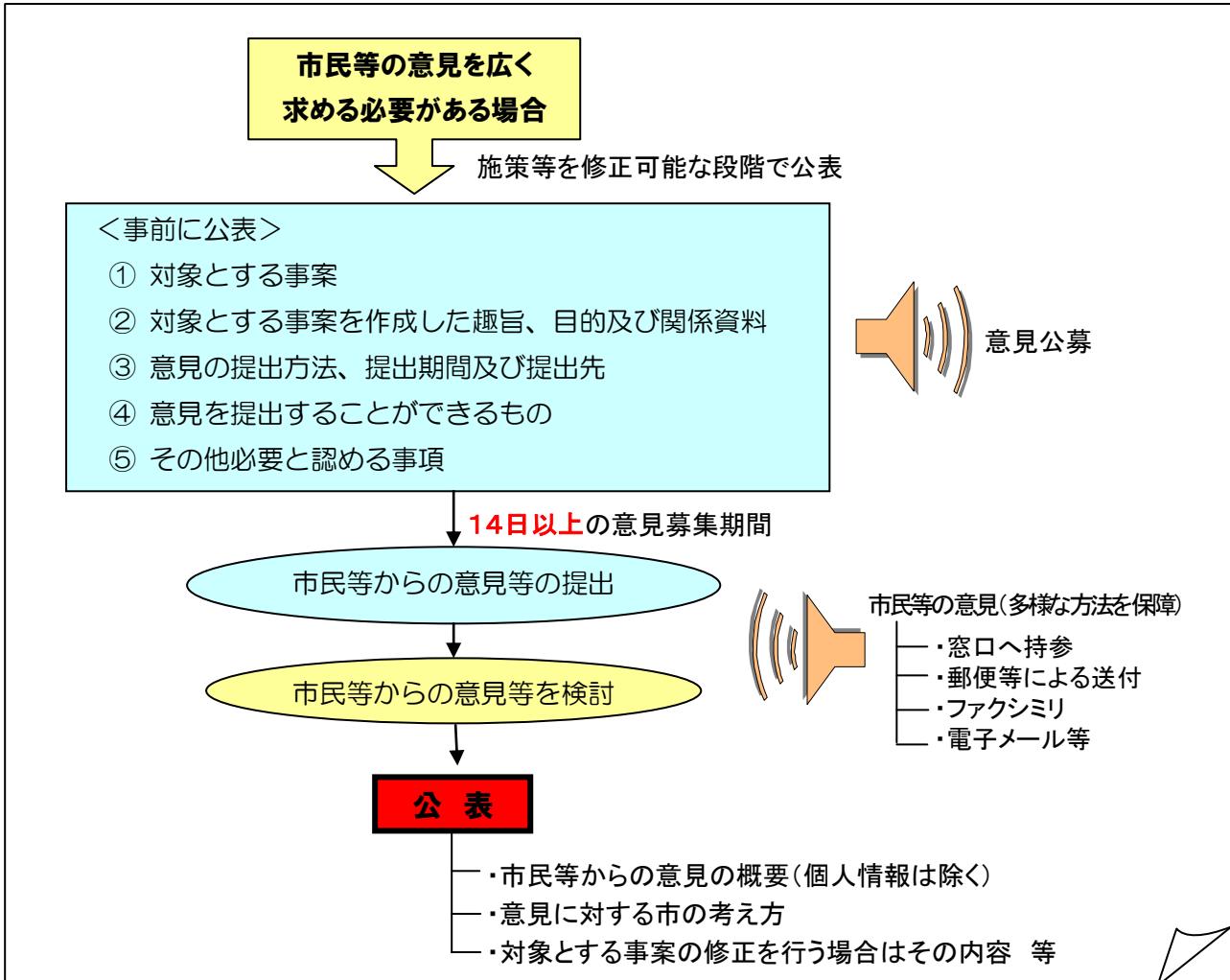
●市民意向調査手続（条例第7条）…【規則第5条】



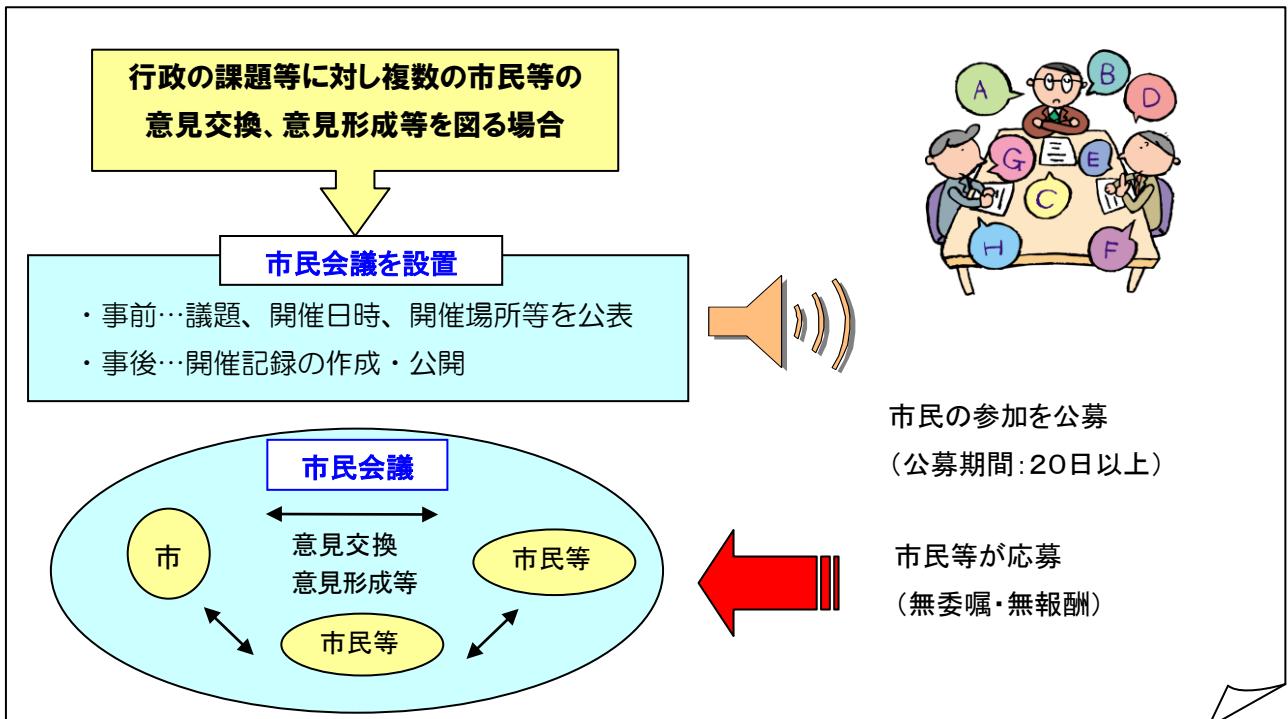
●市民説明会手続（条例第8条）…【規則第6条】



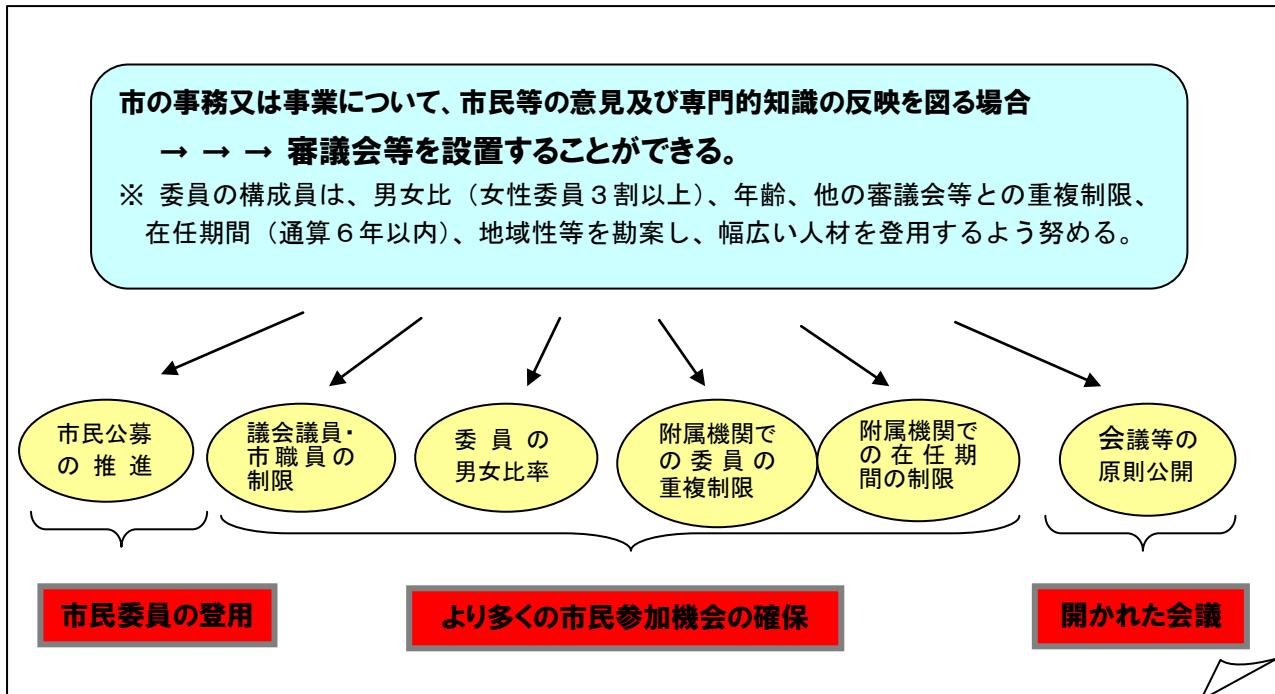
●市民意見公募手続（条例第9条）…【規則第7条】



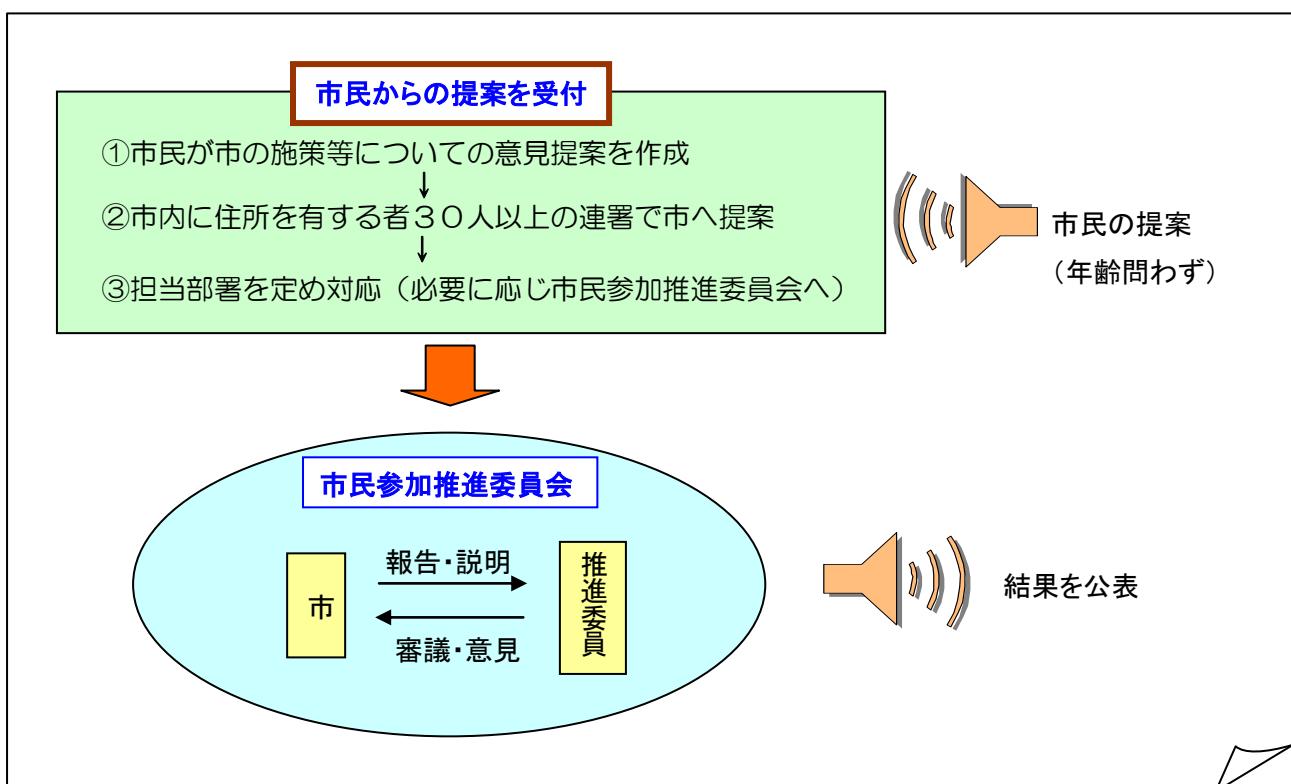
●市民会議手続（条例第10条）…【規則第8条、第11～13条】



●審議会等手続（条例第11条）…【規則第9～13条】

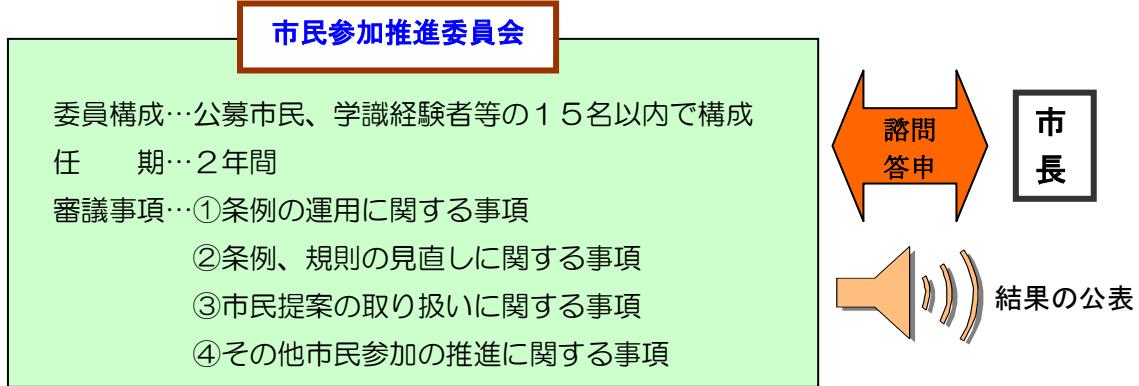


●市民提案手続（条例第12条）…【規則第14条】

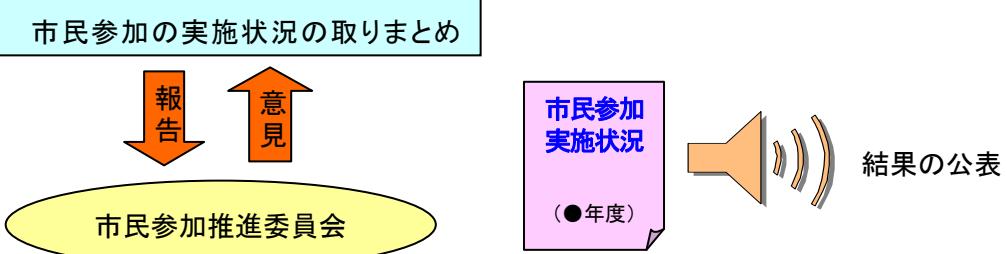


<推進体制>

●推進委員会の設置（条例第13条）…【規則第15条】



●市民参加の実施状況の公表（条例第14条）…【規則第16条】



<委任等>

●条例の見直し（条例第15条）

- ・社会情勢等の変化
 - ・市民参加の状況の変化
- } 必要に応じ、条例、規則の見直しを行います。

●規則への委任（条例第16条）

- ・条例の施行に際し必要な事項は、規則で定めていきます。
(例)・市民参加の対象や方法の詳細事項(様式等)



条例
施行規則

●附 則（条例）

- ・条例の施行日は、平成20年8月1日とします。
- ・経過措置として、条例の施行日前に既に着手又は着手のための準備が進められている対象事項で、条例の適用が困難なものは、条例を適用しないこととします。